

# 同一犯の不法投棄 下関市に公開質問状を出そう

金山三郎氏は上田某氏と平成20(2008)年4月15日、半年間の土地賃貸借契約を結ぶも、搬入された建設残土等は10トンダンプで約2000台分、高さ12m位までになったので中止させた。その後、上田氏は姿を消し、賃貸借期間が過ぎ、連帯保証人との間で撤去のため半年間の延長契約も期限が切れ、平成21年4月16日以降、放置され不法投棄状態になった。

## 市も大損害を受けた

下関市もその2年ほど前に上田氏との間で市有地を資材置場として使用することを契約書なしで認め建設残土等を搬入（平成19年5月～9月）、放置されていた。

平成22年6月、下関市はこの上田夫婦と既に解散した(有)膳家に対し建設残土等の撤去を求め提訴、勝訴判決前に上田夫婦を被告からおろし、ユーレイ会社のみに勝訴、市の損害は約6570万円との見積り。1円も取れずに市は同地を格安売却で市有地4,322㎡を失った。

## 市の告訴は受理し

そして平成23年6月、市は上田氏を長府警察署に告訴し、それは受理され事情聴取を受け現地見分も行ったが、上田氏の「全部片づけた」を認め、市は「土壌汚染もなく、産廃物もない」（いずれも虚偽）として告訴を取り下げた。

金山氏が平成22年4月18日に告訴状を提出し不受理とされたが、平成24年1月19日に下関警察署で「下関市の回答にもとづいて告訴状を受理しなかった」旨を金山氏は確認した。

## “法の下の不平等”

なぜ市の不法投棄被害の告訴は受理され、金山氏の不法投棄被害では告訴状も被害届も不受理なのか。

下関市では憲法第14条の「法の下  
の平等」は守られているのか？！

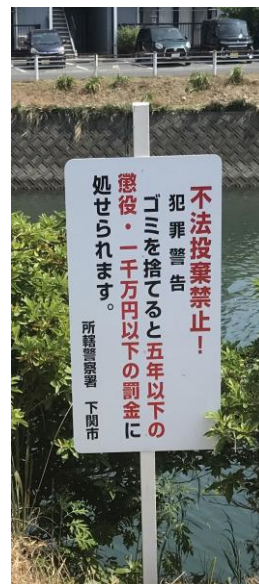
犯罪被害者等基本法第3条第3項には「犯罪被害者に対して被害を受けた時から、平穏な生活が営める時まで支援する」旨の規定があり、犯罪被害者等を支援することを規定している。

しかし金山氏は被害当初から訴え続けたが詐欺、不法投棄、不動産侵奪の犯罪被害者として扱われては来なかった。

## 公開質問状に連名を！！

公務員には憲法擁護義務(刑訴法239条2項)があり、犯罪行為に対して告発義務があります。にもかかわらず同一犯人の再犯行為を市も下関署も犯罪とは認めず、金山氏の被害の訴えも告訴状も受理しないのは明らかに憲法14条（法の下  
の平等）違反であり、犯罪被害者の権利利益をいくら訴えても無視された16年余でした。

次頁のとおり、下関市に対して公開質問状を準備しております。ぜひとも公開質問状にご賛同していただき、連名にて下関市政を問い質しましょう。よろしくお願いします。



警察も市も不法投棄は犯罪と公示



下関市豊浦町黒井  
現地写真